

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2022年7月1日
【会社名】	株式会社戸上電機製作所
【英訳名】	Togami Electric Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸上 信一
【本店の所在の場所】	佐賀市大財北町1番1号
【電話番号】	0952(24)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 管理本部長 仁部 和浩
【最寄りの連絡場所】	佐賀市大財北町1番1号
【電話番号】	0952(24)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 管理本部長 仁部 和浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社戸上電機製作所 東京オフィス (東京都目黒区青葉台四丁目1番13号 戸上ビル) 株式会社戸上電機製作所 中部オフィス (愛知県名古屋市熱田区花表町21番2号) 株式会社戸上電機製作所 関西オフィス (大阪府吹田市江の木町12番5号 大阪戸上ビル) 株式会社戸上電機製作所 九州オフィス (福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号 天神ビル新館)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第147期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円

総額198,203,360円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものである。なお、本附則は期日経過後に削除する。

不統一行使に関する事前通知書をインターネットによる通知を可能とすべく、当該内容を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として、戸上信一、堤俊樹、野中政則、仁部和浩及び桃崎泰彦の5氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、富永信幸、古谷宏及び奥田律雄の3氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案 剰余金処分の件	34,817	428		(注)1	可決 98.5%
第2号議案 定款一部変更の件	34,873	372		(注)2	可決 98.6%
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件				(注)3	
戸上 信一	33,865	1,380			可決 95.8%
堤 俊樹	34,809	436			可決 98.5%
野中 政則	34,797	448			可決 98.4%
仁部 和浩	34,792	453			可決 98.4%
桃崎 泰彦	34,805	440			可決 98.4%
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件				(注)3	
富永 信幸	34,781	464			可決 98.4%
古谷 宏	34,346	899			可決 97.1%
奥田 律雄	33,612	1,633			可決 95.1%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上